

「ふるさと木材利用拡大推進事業」業務委託 募集要領

1 委託名 「ふるさと木材利用拡大推進事業」業務委託

2 事業の目的

佐賀県産木材（以下「県産木材」という。）のイメージアップを図るため、県産木材をふんだんに使用し「木の心地よさ」や「かっこよさ」をアピールできる魅力的なデザインの木造住宅を募集し「さがの木の住まいコンクール」を開催するとともに、その優れた事例を広く県民に紹介し、県産木材の利用の意義や木造建築への関心や理解を深めるなど、県産木材に対する「意識」の向上を図る。

また、県産木材を使用する大工・工務店等に対し、クリエイティブディレクターによる企画力や営業力、技術力向上のためのプロモーションセミナーを開催する。

3 業務内容

(1) 「さがの木の住まいコンクール」の表彰（H29受賞分）

ア 「さがの木の住まいコンクール」の表彰（知事表彰等）

※森林・林業・緑化功労者等表彰（参加規模：約90名）の一環として実施

(ア) スケジュール等

- ・日時：平成30年 8月27日（月曜日）14時～15時
- ・場所：県庁県民ホール

(イ) 準備

- ・会場設営計画及び式典計画の作成（関係者に説明ができる程度の簡易なもの）、パネル展示等
- ・会場設営（机(450mm×1800mm：4卓)、パイプイス(50脚)）、司会進行（1名）等の手配、看板・横断幕、運営マニュアル・進行シナリオ

(ウ) 表彰式の開催

- ・当日の運営、管理・記録（写真）

(2) 「さがの木の住まいコンクール」の開催

ア 「さがの木の住まいコンクール」の開催（「さがの木の住まいコンクール」開催要領（案）のとおり）

(ア) スケジュール

- ・平成30年 9月 1日～ 申請受付開始
- ・平成30年11月30日 申請受付終了
- ・平成30年12月中旬 審査会の開催（書類審査・プレゼンテーション審査）

(イ) 準備

企画会議の開催（3回程度）

- ・（ア）における審査委員の選定、連絡調整等
- ・コンクールの募集チラシの作成・配布、広告等の作成・掲載
- ・審査会当日のマニュアル、シナリオの作成
 - ※なお、審査員については8名を予定しており、うち5名については報償費及び旅費を支払うこと
- ・会場設営、司会（1名）スタッフ等の手配、事前打ち合わせ

(ウ) 審査会の開催

- ・当日の運営、管理・記録（写真）

(エ) コンクール作品展示用のパネル作成（平成30年分）

- ・記録（写真）
- イ 広報
 - ・「さがの木の住まいコンクール」応募作品集の企画及び製作（平成31年1月～2月）
※作品集については、3,000部印刷
 - ・「さがの木の住まいコンクール」優秀作品等の広報CM製作・放送又は同等の効果があると認められる広報事業等（平成31年2月～3月）
- (3) クリエイティブディレクターによる活動
 - ア 佐賀県産木材地産地消の応援団に対するプロモーションセミナーの開催：1回（8月～10月頃）
 - イ 木造住宅コンクール応募作品集及び優秀作品広報CM企画・製作などの広報事業における助言
 - ※クリエイティブディレクターとして求める人材は以下のとおり。
 - (ア) 県産木材のイメージアップにつながる斬新なアイデアや情報発信の方法を企画・立案できる者
 - (イ) 林業・木材に関する専門的知識や活動実績・経験年数は不問
ただし、クリエイティブディレクターとしての活動実績や経験年数は企画提案書に記載すること
 - (ウ) 受託者に所属している者でなく、他企業等（他県含む。）からの招請も可

4 委託期間 (契約の日)～平成31年3月15日

5 委託予定金額 3,770千円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

（企画申請書提出の際は、3,770千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限額として見積もること。（※見積金額は積上げにより算定するものとし、値引きによる調整は行わないこと。）

6 委託業者の資格要件

次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 佐賀県内に事業所を置く法人（企業、NPO法人）とする。
なお、資格参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされているものであっても、更生計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 募集方法

県のホームページに企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

8 事前説明会

企画コンペの実施に当たり、業務の内容や企画提案書等についての事前説明会を次のとおり開催する。※企画コンペに参加を希望する者は必ず参加すること。

- (1) 日時：平成30年5月30日（水曜日） 13時から
- (2) 場所：佐賀県庁新館10階南西角 農林水産部会議室

9 事前説明会への参加申込

事前説明会への参加を希望する者は、事前説明会参加申込書（第1号様式）に必要事項を記入の上、平成30年5月28日（月曜日）17時までにFAX又はメールにより、「14 問い合わせ先」の佐賀県農林水産部林業課まで必ず提出すること。

10 企画コンペへの参加申込

コンペに参加を希望する者は、事前説明会時に配布する企画コンペ参加申込書（第2号様式）に必要事項を記入の上、平成30年6月13日（水曜日）17時までに郵送又は持参により、「14 問い合わせ先」の佐賀県農林水産部林業課まで提出すること。

11 質問の受付

本件に関する質問については、事前説明会以外では別添（様式6）により6月5日（火曜日）までにFAX又はメールで行うこと。

12 企画提案書等の提出

- (1) 「ふるさと木材利用拡大推進事業」業務委託企画提案書（申請書類（ア）～（オ））

（ア）企画提案書（第3号様式） （イ）見積書（第4号様式）
（ウ）法人に関する調書（第5号様式） （エ）法人の定款、規約等
（オ）直近1事業年度の実績報告書及び決算書

・企画コンペ参加者1者につき、1提案とし、提案する費用の総額は委託予定金額を参照すること。

- (2) 提出部数：5部
- (3) 提出期限：平成30年6月15日（金曜日）17時まで
- (4) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は提出期限日必着）
- (5) 提出先：佐賀県農林水産部林業課（〒840-8570 佐賀市城内1-1-59）

13 企画コンペの審査方法

- (1) プレゼンテーションの実施

ア 日時：平成30年6月22日（金曜日）10時から
イ 場所：佐賀県庁新館10階中央南 農林水産部会議室
ウ 方法：コンペ参加者は、先に提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。

また、プレゼンテーションの時間は、1者当たり20分（説明15分、質疑応答5分）とする。

エ 注意事項

- ・ プレゼンテーションの順番については、企画コンペ参加申込書の受付順とする。
- ・ 参加者数の状況によっては、場所を変更することがある。
- ・ 日時詳細については、別途、企画コンペ参加申込書の提出事業者等に通知する。
- ・ スクリーン、プロジェクター、パソコンが必要な場合は県で用意するので、前日までに担当者に連絡すること
- ・ 企画コンペ参加者は、他の参加者の企画コンペ提案内容を傍聴することはできない。
- ・ 指定の時間に遅れた場合には、参加辞退として取り扱う。
- ・ 虚偽の掲載をした参加申込等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

(2) 企画提案書の審査方法

提出された資料及びプレゼンテーションの結果に基づき、別途設置する審査会において、審査項目について公正な審議を行い、最優秀提案事業者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。

ただし、評価が一定水準に達しない場合は、契約交渉の相手方として特定しない場合もある。

なお、1事業者のみの場合でも、プレゼンテーション及び審査は実施する。

(3) 審査基準

審査委員会において、下記の審査項目に従って、提出された企画提案書等について評価を行い、委託業者1者を選定する。

- ア 企画提案内容：企画提案が魅力的かつ効果的な内容となっているか。
- イ 実施体制：関係者と調整し、計画を適正かつ確実に実施する体制を有するか。
- ウ 見積額：見積の積算は妥当か、また、費用対効果が優れているか。

(4) その他

- ア 本企画提案の応募に係る経費はすべて提案者の負担とする。
- イ 提出された書類は返却しないものとする。
- ウ 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- エ それぞれの審査結果は速やかに通知する。

1.4 委託契約の締結について

企画が採用された団体については、県と協議の上、佐賀県財務規則等の関係法令の規定に基づき委託契約を締結するものとする。

1.5 問い合わせ先

〒840-8570
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県農林水産部林業課林産振興担当：鶴田、白藤
TEL：0952-25-7133
FAX：0952-25-7283
メール：ringyou@pref.saga.lg.jp

この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めています。